

事 業 主 各 位

高 知 労 働 局 長

「改正労働施策総合推進法等説明会」の開催について

当局の行政運営について、日頃より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）については、令和元年5月29日に可決・成立し、同年6月5日に公布され、令和2年4月1日からは「改正女性活躍推進法」、令和2年6月1日からは職場のパワーハラスメント対策を企業に義務付ける「改正労働施策総合推進法」などが施行されます。とりわけ、企業におけるハラスメント対策の強化については、「改正労働施策総合推進法」等により、これまで以上に必要となります。

つきましては、事業主の皆様は、これら「改正法」の内容について理解を深めていただき、適切な雇用管理を行っていただくために、高知市において、県内主要労使団体の後援のもと「改正労働施策総合推進法等説明会」を開催しますので、是非ご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

なお、参加を希望される場合は、添付資料裏面の参加申込書にて、事前にお申込みいただきますようよろしくお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、下記連絡先までお問合せください。

記

【添付資料】

・「改正労働施策総合推進法等説明会」（パワーハラスメント対策が義務化されます!）

【お問合せ先】

高知労働局 雇用環境・均等室

〒781-9548 高知市南金田1-39

TEL:088-885-6041 FAX:088-885-6042

あなたの職場は、大丈夫？



# 改正労働施策総合推進法等説明会

(パワーハラスメント対策が義務化されます！)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」といいます。）が令和元年6月5日に公布されました。

改正法は、「改正労働施策総合推進法」による職場におけるパワーハラスメント対策の義務化、「改正女性活躍推進法」による一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大や女性の活躍に関する情報公表の強化等が内容です。

高知労働局では、これら改正法の円滑な施行を図るため、説明会を高知市で開催します。参加無料ですので、是非ご参加ください。

日時：令和2年3月16日(月)、令和2年3月19日(木)

時間：13：30～15：30

場所：高知会館 白鳳の間（高知市本町5-6-42）

定員：各回240名ずつ

※定員には限りがございますので、先着順でのご案内とさせていただきます。

## 【内容】

### ①ハラスメント対策の強化（令和2年6月施行）

- ・改正労働施策総合推進法（パワーハラスメント対策）

※中小企業については令和4年3月31日まで努力義務

- ・改正男女雇用機会均等法（セクハラ対策、マタハラ対策）
- ・改正育児・介護休業法（育児・介護等を理由とするハラスメント対策）

### ②女性活躍推進

- ・改正女性活躍推進法（義務企業の拡大、行動計画の数値目標設定項目の拡大、情報公表項目の拡大、プラチナえるぼし（仮称）の創設）

※義務企業の拡大については令和4年4月1日施行、行動計画の数値目標設定項目の拡大については令和2年4月1日施行

### ③パートタイム・有期雇用労働法（令和2年4月施行。ただし中小企業は令和3年4月施行。）

主催：高知労働局

後援：高知県経営者協会・高知県商工会議所連合会・高知県商工会連合会  
高知県中小企業団体中央会・日本労働組合総連合会高知県連合会

★裏面の申込書にて、FAX又は郵送により、事前にお申し込みください。

【お申込み・お問合せ先】高知労働局雇用環境・均等室

〒781-9548 高知市南金田1-39 電話：088-885-6041 FAX 088-885-6042

# 「改正労働施策総合推進法等説明会」参加申込書

(高知労働局雇用環境・均等室宛て)

**FAX 088-885-6042**

事業所名 所在地	(電話番号 )
担当者氏名	(所属部署 )
参加人数	名 (1事業所につき原則1名の参加でお願いいたします。)
参加希望日	<input type="checkbox"/> 3月16日(月) <input type="checkbox"/> 3月19日(木)
説明会において 特に聞きたい ことがあれば、ご 記入ください。	注:時間の都合により説明会において説明できない場合は、個別に説明させていただきます。
申込期限	令和2年2月28日

必要事項を記載の上、該当の箇所にチェック(☑)をしてください。

ご記入いただいた個人情報は、適正に管理し、説明会の運営のみに使用します。